

## サイモンズポイント【SHIKA no ASHIATO】情報取扱いに関する覚書

甲と乙は、甲乙間で締結した加盟店契約に基づき、甲が乙より提供される店舗情報、会員情報等に関し、甲にて厳密に管理するとともに、甲のマーケティング・販促目的のみに限定利用し、外部には一切漏洩しないことを誓約するため本覚書を締結する。本覚書締結の証として、本書式通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各々その巻通を保有する。

20 年 月

甲 【住所】

【会社名又は屋号】

【代表氏名】

印

※法人の場合は法人印、個人の場合は代表者印をご捺印ください。

乙 【住所】

東京都中央区日本橋本町四丁目3-10 日本橋銀三ビル5F

【会社名又は屋号】

株式会社サイモンズ

【代表氏名】

代表取締役 齊川 満

## サイモンズポイント【SHIKA no ASHIATO】情報取扱いに関する覚書の条項

## 第1条（情報の定義）

乙が甲に提供する情報とは、当該加盟店契約書に基づき、甲にて入会手続きを行った会員の氏名・住所・電話番号及び会員に付随する全ての情報並びに加盟店（店舗）での利用実績・ポイント関連実績等をいう。

## 第2条（情報の利用方法）

乙より甲への情報の提供は、乙が事前に定めた方法にて行う。なお、乙から甲に対して貸与されるID、パスワードにより、情報の検索・閲覧・利用ができる。

## 第3条（目的外利用の禁止）

甲は、乙より提供された情報を、甲のマーケティング・販促に活用するために限定して利用し、いかなる場合においてもその他の目的に用いてはならない。また、甲は当該ID、パスワード並びに情報を第三者に譲渡・賃貸・使用許諾等することはできない。

## 第4条（管理方法）

甲は乙より貸与を受けたID、パスワードの管理を徹底するために、甲に情報管理責任者及び作業者を定め、当該責任者及び作業者のみが情報管理を行うこととする。

## 第5条（守秘義務）

甲は、情報を第三者に対して漏洩その他方法の如何を問わず開示しないことはもちろん、第三者による閲覧、盗用、改竄、破壊等を受けないよう管理しなければならない。万一、情報が第三者に漏洩し、あるいは閲覧、盗用、改竄、破壊等を受けた場合には、甲は乙に直ちに状況を報告しなければならない。

## 第6条（報告及び立入調査）

乙は、甲に対して情報の管理状況の報告を求めることができる。また、乙は、情報の管理に必要な範囲において、事前連絡のうえ、甲の施設内に立入調査することができる。

## 第7条（損害賠償）

甲及び甲の使用人（その他甲の管理監督下にある者を含む）が本規定に違反し、甲の当該違反が起因して乙が被害、損害を被った場合は、乙は、当該損害及び損害の関わる一切の費用を甲に請求できるものとする。甲は乙より当該請求があった場合は、直ちに乙に賠償する。

## 第8条（協議事項）

本覚書に定めのない事項または本覚書に関し疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議し、その解決を図る。

## 第9条（合意管轄）

本覚書に起因しまたは関連して生ずる紛争の第一審専属管轄裁判所は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所とする。